

平成30年2月1日より、
農地法第3条の別段の面積(下限面積)を一部の区域で設定します

神戸町農業委員会は、平成30年2月1日より、既存集落に存する農地について、荒廃農地の発生防止、解消等を目的に農地の権利移動を促進させる為、農地法第3条による下限面積要件※を0.3アールまで引き下げます。

※農地法第3条による下限面積要件とは？

農地の売買や貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であり、許可要件の一つに、「下限面積要件」があります。下限面積要件とは、耕作する農地面積が小さいと生産性が低く、農業が安定的に行われなことが想定されることから、農地を一定(50アール)以上耕作しない場合は許可ができない(農地を買ったり借りたりできない)とするものです。

1. 設定する区域 : 農業委員会において図面で指定した区域内における農地 ※市街化区域は対象外

2. 設定する面積 : 0.3アール

例) 1アール(100㎡)の屋敷畑があり家庭菜園として農地を購入したいが、50アールの要件を満たしていない為、購入ができなかった場合について、今回から指定した区域内であれば、農地の購入が可能になります。

3. 別段の面積(下限面積)の指定を受けるには、次の条件があります。

①「別段面積(下限面積)及び区域の指定申請書」の提出

②農地ででの使用を目的とすることから、投機(転用)目的での農地取得を未然に防ぐため、原則5年間は、耕作することを条件とします。(権利取得後の農地転用の申請は、5年間はできません。)ただし、権利取得後に農業に寄与する施設等の転用(農業用施設用地)については、この限りではありません。

手続きの流れ

「別段面積(下限面積)及び区域の指定申請書」の提出 (申請者)



別段面積(下限面積)の指定の確認 (農業委員会事務局)



農地法第3条の許可申請書の提出 (申請者)



農地法第3条の許可 (農業委員会)

問い合わせ

神戸町農業委員会(産業環境課内)

電話番号0584-27-0178(直通)

別段面積（下限面積）及び区域の指定申請書

平成 年 月 日

神戸町農業委員長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（0.3a）の区域の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

土地の所在			地目	面積 m ²	所有者
大字	字	地番			

添付書類 登記事項証明書 公図 位置図 現況写真

誓約事項 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（0.3a）の指定を受けた後の所有権移転については、農地での使用を目的とすることから、農地転用申請は、原則5年間できないことを確認しています。

上記の土地は、別段面積の指定を受けたものであると認めます。

神農委第 号

平成 年 月 日

神戸町農業委員会 会長 和田 光正